

東京都キヨン防除実施計画

令和 7 年度事業実施計画

令和 7 年 8 月

東京都

目次

1	はじめに	1
2	防除を行う区域	2
3	令和6年度の対策と生息状況等の現状	2
(1)	防除事業	2
ア	防除委託による捕獲業務	2
イ	柵設置・復旧・維持管理業務	3
ウ	運営管理調査委託	4
(2)	捕獲の結果	5
(3)	生息状況と被害状況	8
ア	生息状況モニタリング	8
イ	捕獲効果の評価	10
ウ	個体数の推定	13
エ	植生モニタリング	14
オ	農作物被害の発生状況	16
(4)	島民への理解促進活動	16
ア	普及啓発チラシの配布等	16
イ	講習会の開催等	18
ウ	その他	18
(5)	検討委員会等の開催	18
ア	東京都キョン防除対策検討委員会	18
イ	東京都キョン専門家意見交換会	18
ウ	大島キョン防除事業工程会議	18
(6)	令和6年度の事業の成果と課題	18
4	令和7年度 of 取組み	19
(1)	目標	19
(2)	取組の方針	19
(3)	防除事業	20
ア	防除委託による捕獲業務	20
イ	柵設置・維持管理業務	21
ウ	防除対策運営管理調査委託	22
エ	ICTを活用した防除	23
(4)	希少植物の保護	23
(5)	島民への理解促進活動	23
ア	普及啓発チラシの作成	23
イ	講習会等の開催	24
(6)	検討委員会等の開催	24
ア	東京都キョン防除対策検討委員会	24
イ	東京都キョン専門家意見交換会	24
ウ	大島キョン防除事業工程会議	24

1 はじめに

東京都伊豆大島において、特定外来生物であるキョンが野生化し、個体数増加と分布拡大に伴い、自然植生への影響、農作物被害などが問題になっている。

こうした状況を踏まえ、東京都では平成 16 (2004) 年度に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 16 年法律第 78 号) (以下、「外来生物法」という。) に基づいて防除実施計画を策定し、平成 19 (2007) 年度にキョンの防除事業を開始した。

防除事業の内容は、銃器や張り網、わな等での捕獲や、キョンの移動を妨げるための島内を分断する柵の設置などである。捕獲に関しては、生息密度が高くキョンの主要な生息地である森林域で重点的に実施するとともに、近年は市街地でも捕獲エリアを拡大し捕獲を強化している。その結果、キョンの捕獲数は年々増加し、令和 6 (2024) 年度には 6,324 頭が捕獲された。しかし、キョンの推定個体数は依然として多く、生態系に対する悪影響や農作物被害も続いており、捕獲を強化しなければならない段階にある。

本計画は、東京都キョン防除実施計画 (第 3 期計画) に基づいて令和 7 (2025) 年度のキョンの防除を計画的に進めるために、各事業の方針について定めるものである。第 3 期計画では、森林域においては、域内の捕獲事業区の設置を進め、全域での捕獲を開始するとともに、捕獲事業区域内のキョンの個体数を大幅に減少させていき、生息密度換算で 20 頭/km²以下の状態 (小区画あたりの「捕獲後の残存目撃頭数」が 2 頭以下) を目指し、市街地、火口域、急傾斜地では、森林域との境界を分断し、キョンの移出入を防ぐとともに、現行の捕獲手法を継続しつつ、根絶が見込める効率的な捕獲手法を検討、確立することを目指している。これらの目標の達成を目指して、令和 7 (2025) 年度は捕獲体制の整備や捕獲対象地域の拡大、一層効率的な捕獲等の取組を行っていく。

2 防除を行う区域

防除を行う区域は伊豆大島全域とする。

3 令和 6 年度の対策と生息状況等の現状

(1) 防除事業

森林域においては銃器、張り網、わなによる捕獲を実施した。市街地において誘導柵や箱わな等を用いた捕獲を実施した。

なお、令和元（2019）年度以降、外来生物法第 17 条の三第 3 項において準用する第 13 条を適用し、土地への立入り等を行い、捕獲の範囲を拡大している。

ア 防除委託による捕獲業務

a. 大島キョン防除委託（防除南北）

全島（組織銃器捕獲の対象範囲以外）において、張り網、わなによる捕獲を実施した。

b. 大島キョン防除委託（銃器全域）

全島（市街地及び組織銃器捕獲の対象範囲以外）において、忍び猟や待機射撃など、銃器による捕獲を実施した。

c. 大島キョン防除委託（防除市街地）

市街地を対象に、誘導柵や箱わな、張り網を用いた捕獲を実施した（図 1）。

d. 大島キョン防除委託（組織銃器 A、組織銃器 B、組織銃器 C）

森林域の捕獲事業区において、細分化柵を活用し、銃器による追い込み捕獲を実施した（図 1）。

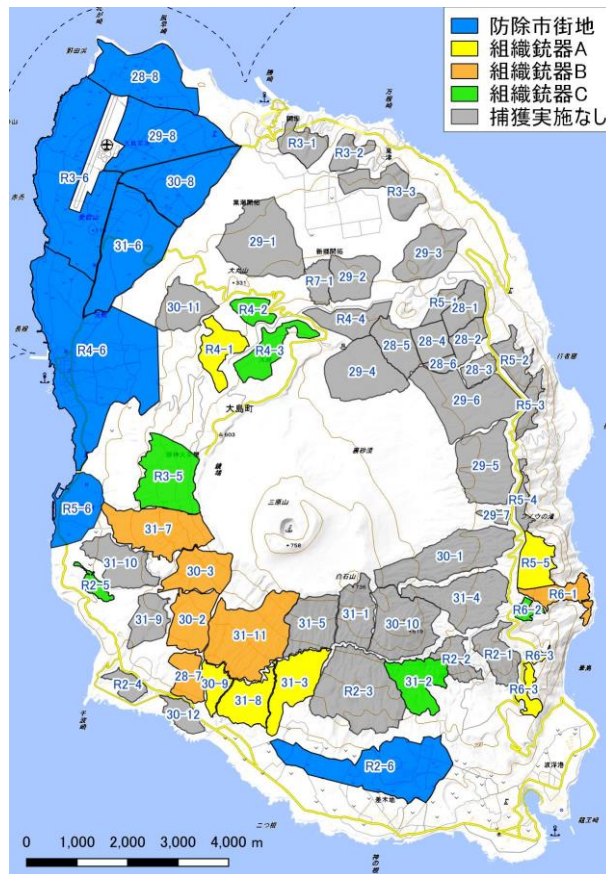


図 1 防除市街地，組織銃器捕獲（組織銃器 A、組織銃器 B、組織銃器 C）の対象範囲

イ 柵設置・復旧・維持管理業務

a. 防除柵設置・復旧工事

キョンの移動を防ぐとともに組織銃器捕獲を効果的に進めていくために、島全体を大きく区切る柵を設置した（図 2）。

b. 細分化柵設置・復旧作業委託

組織銃器捕獲を効果的に実施していくために、捕獲事業区内に細分化柵を設置した（図 3）。

c. 既存柵の点検

令和 6（2024）年度までに設置した分断柵・誘導柵等を対象に巡回し、点検を行った。

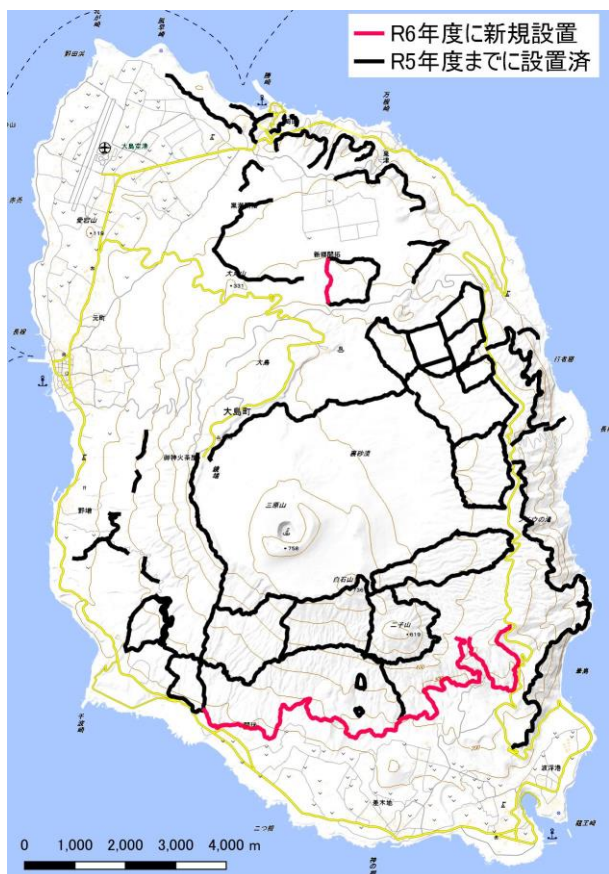


図2 防除柵の設置位置（令和6年度）



図3 細分化柵の設置状況（令和6年度）

ウ 運営管理調査委託

各種調査を行い、生息状況等を把握して効率のよい防除対策運営管理に向けた基礎資料を作成するとともに、事業が円滑に進むよう調整役を担った。

モニタリング、個体数推定、捕獲効果の検証、防除事業のコーディネート、普及啓発、キョン防除対策検討委員会等の運営、次年度事業実施計画案の作成、防除実施計画改定に向けた検討などを行った。

エ ICT を活用した防除

a. ドローンを活用した銃器捕獲

火口域においてドローンを活用した銃器捕獲の実証試験を実施した。

b. わな捕獲通知システムの導入試験

わな捕獲通知システムを用いた足くくりわな捕獲試験を実施し、通知システムの導入効果を検証した。

（２） 捕獲の結果

捕獲を開始した平成 19（2007）年度から捕獲頭数は増加傾向にあり、令和 6（2024）年度の捕獲頭数は 6,324 頭であった（図 4）。

月別捕獲頭数の推移を表 1 及び図 5 に示す。10～11 月の捕獲頭数が多かったが、その後は減少傾向にあった。

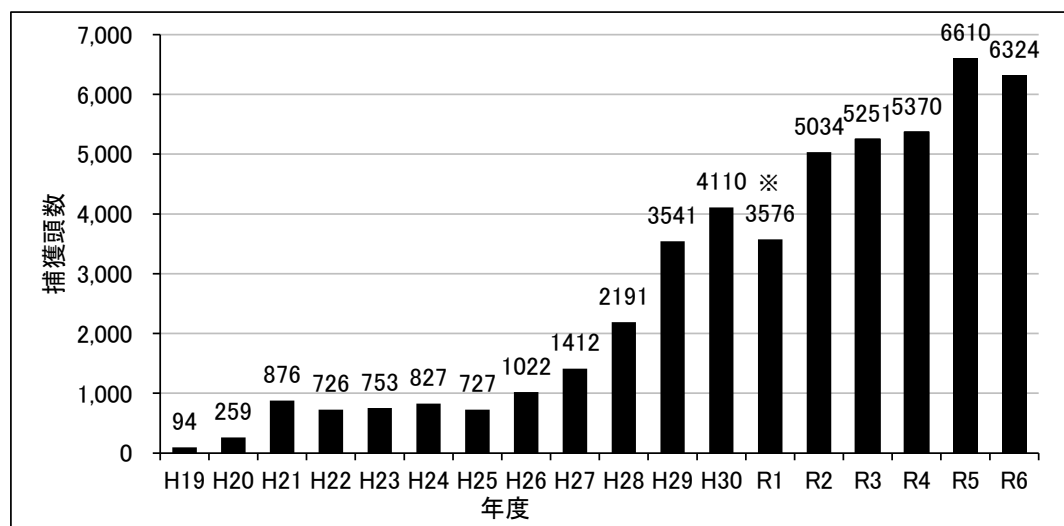


図 4 捕獲頭数の経年変化

※令和元（2019）年度は台風の影響で捕獲作業を一時中断した。

表 1 事業別月別捕獲頭数（令和 6 年度）

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防除北部	97	132	116	116	102	87	153	138	88	99	76	73
防除南部	95	187	161	127	118	99	150	150	87	88	83	101
単独銃器	63	74	49	168	102	75	121	135	93	94	136	129
組織銃器A	61	43	65	8	0	40	68	36	17	24	12	0
組織銃器B	0	35	20	24	0	26	61	50	43	24	34	3
組織銃器C	12	0	30	53	3	27	37	22	25	25	28	0
防除市街地	93	85	120	102	93	95	147	130	119	99	91	113
そのほか	0	1	2	1	0	4	1	40	28	17	10	15
計	421	557	563	599	418	453	738	701	500	470	470	434

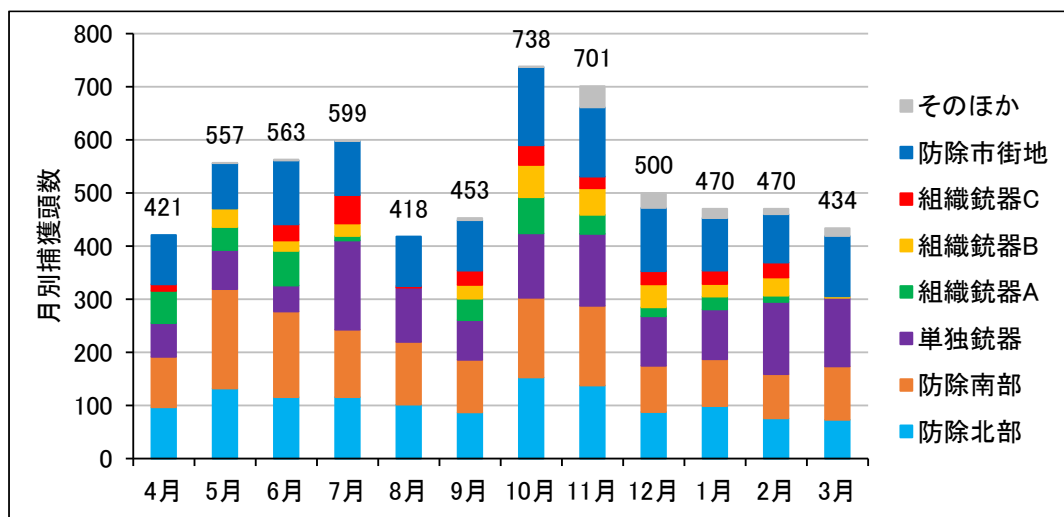


図5 事業別月別捕獲頭数 (令和6年度)

事業別捕獲方法別の捕獲頭数を表2及び図6に示す。銃器と張り網による捕獲が多く、全体のお大半を占めていた。防除南北では、張り網による捕獲頭数が最も多かった。市街地では張り網と箱わなにより捕獲された。

表2 事業別捕獲方法別の捕獲頭数 (令和6年度)

事業	銃器	張り網	首くくりわな	箱わな	囲いわな	足くくりわな	死体回収	その他	計
防除北部	0	1,062	2	4	199	0	8	2	1,277
防除南部	0	1,322	8	0	0	6	75	35	1,446
単独銃器	1,239	0	0	0	0	0	0	0	1,239
組織銃器A	373	0	0	0	0	0	0	1	374
組織銃器B	301	0	0	0	0	0	3	16	320
組織銃器C	246	0	0	0	0	0	13	3	262
防除市街地	0	782	0	258	16	0	113	118	1,287
その他	92	0	0	0	0	0	19	8	119
計	2,251	3,166	10	262	215	6	231	183	6,324

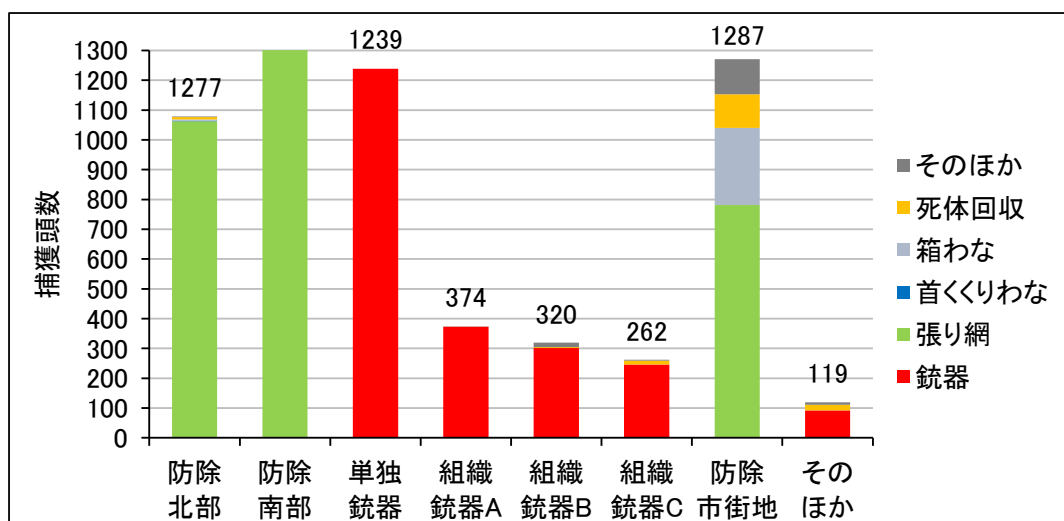


図 6 事業別捕獲方法別の捕獲頭数（令和 6 年度）
事業の「そのほか」には銃器捕獲試験の結果を含む

事業別の捕獲個体の性比を図 7 に、捕獲方法別の捕獲個体の性比を図 8 に示す。メスの捕獲割合は、張り網中心の防除南北と防除市街地では合わせて約 29%、銃器中心の単独銃器と組織銃器捕獲 A～C では合わせて約 55%、全体で約 38%であった。

張り網による捕獲ではオスに大きく偏っており、銃器による捕獲ではメスとオスの捕獲割合は概ね同程度で、組織銃器捕獲ではメスの捕獲割合が大きい傾向がみられたが、これらの傾向は過年度と同様であった。防除市街地に関しては、メスの捕獲割合が令和 5 年度に比べて増加した。

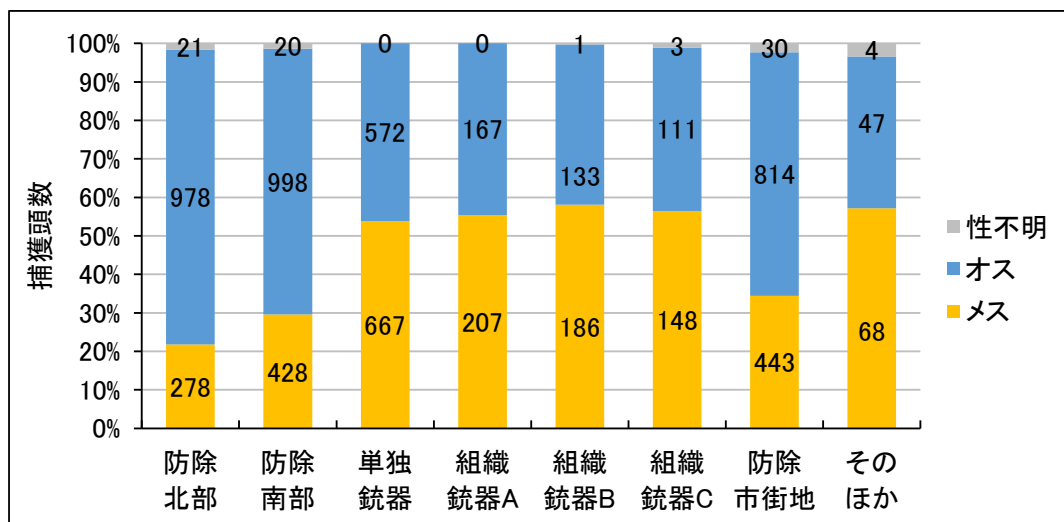


図 7 事業別の捕獲個体の性比（令和 6 年度）

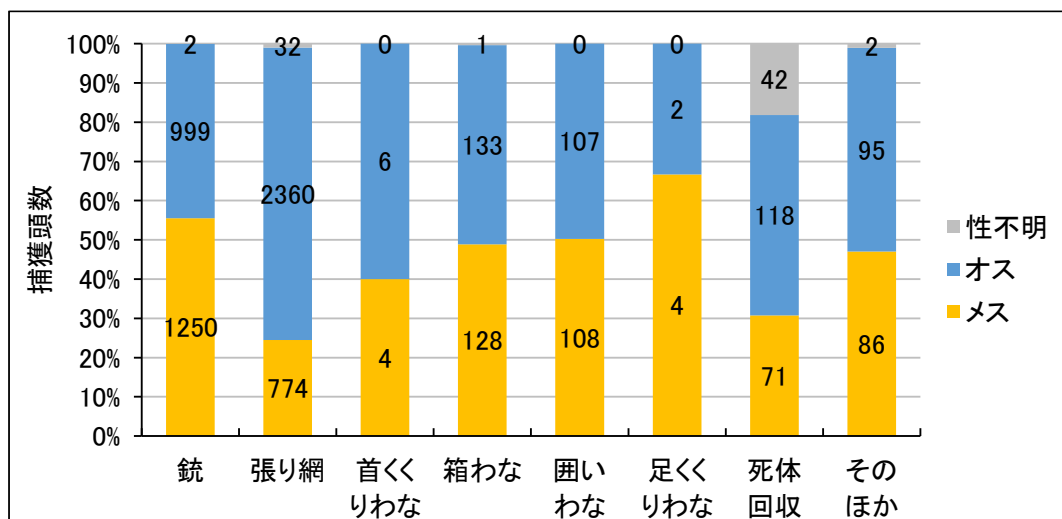


図 8 捕獲方法別の捕獲個体の性比（令和 6 年度）

（３） 生息状況と被害状況

ア 生息状況モニタリング

キョンの生息状況を把握するために、糞粒密度調査とセンサーカメラ調査を実施した。糞粒密度調査は、令和 5（2023）年度と同地点の 26 箇所において令和 6（2024）年 12 月上旬頃に実施した。各 3 本のラインを設定し、ライン上 5m 間隔で 50×50cm のコドラート 30 個を設置し、糞粒数を計測した。ただし、捕獲事業区の細分化柵内のコドラートは対象外とした。センサーカメラ調査は、糞粒密度調査と同じ調査地点のうちカメラ設置場所が捕獲事業区内に入った 2 箇所を除く 24 箇所の調査地点を設定し、各 3 台のセンサーカメラを設置し、令和 6（2024）年 11 月から 12 月まで撮影した。

糞粒密度調査の結果は、大島の南部で糞粒密度が高い傾向が見られた。（図 9）。

平成 25（2013）年度以降の糞粒密度（図 10）と撮影頻度（図 11）の経年変化を示す。糞粒密度は近年は横ばい傾向にあったが、令和 6（2024）年度は低下した。

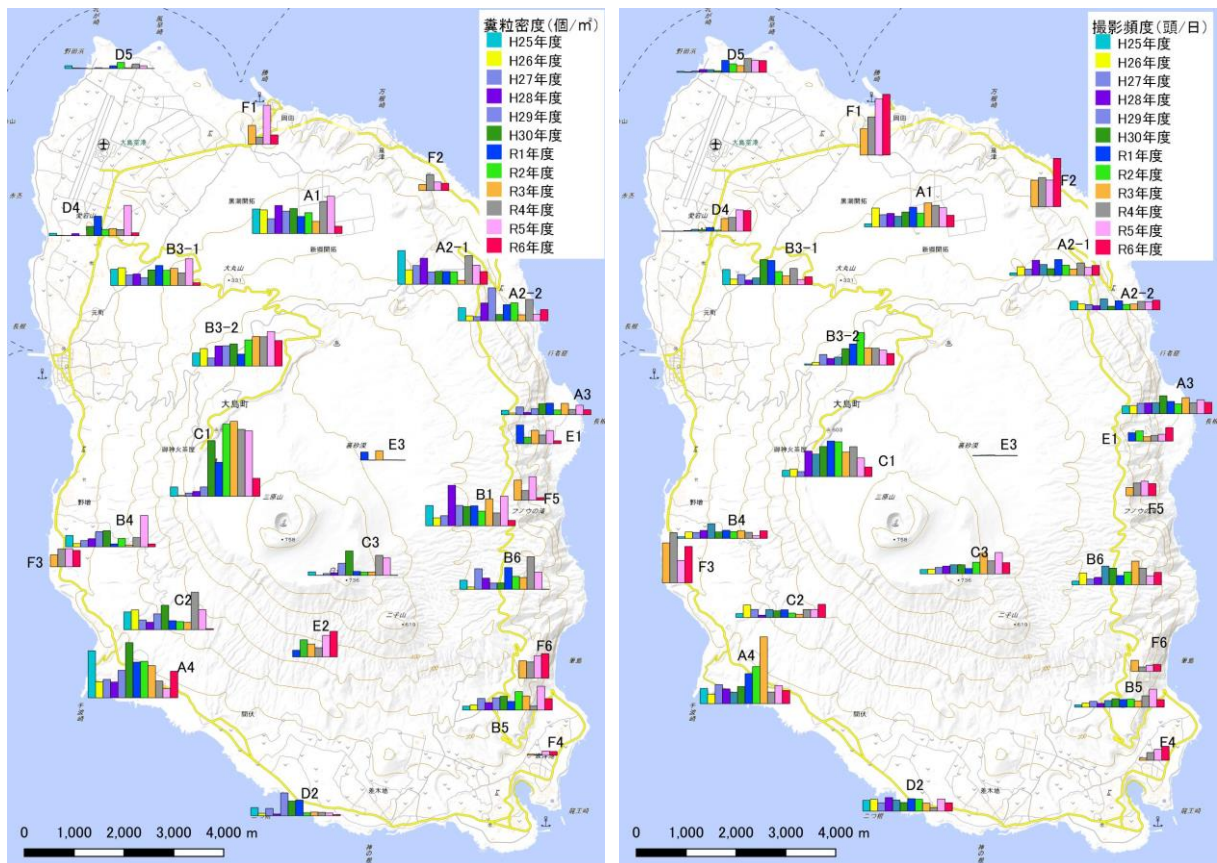


図9 令和6年度のキョンの生息状況
(左：糞粒密度, 右：センサーカメラ撮影頻度)

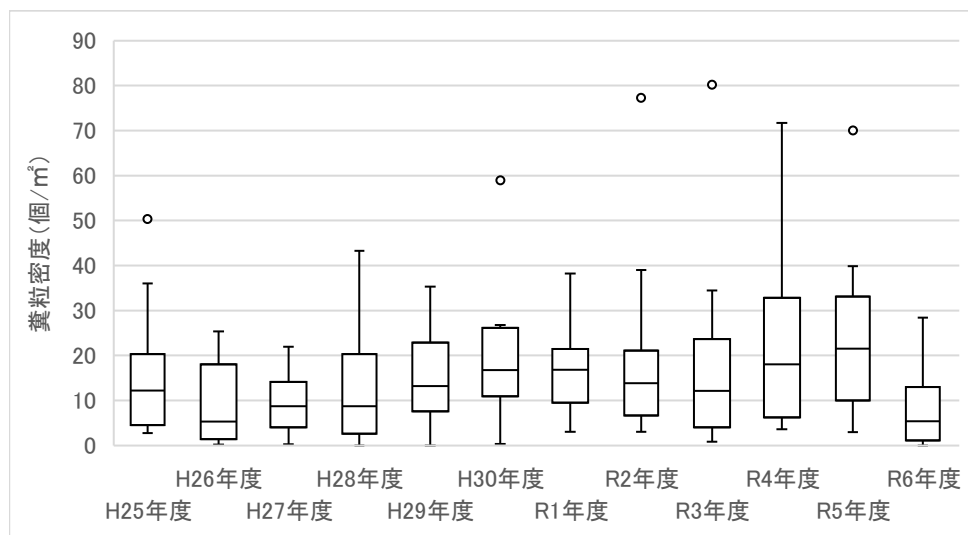


図10 糞粒密度の経年変化

平成25年度から継続調査している17箇所の結果を使用。B1は令和3年度以降、A4は令和4年度以降、B4は令和5年度以降、B5は令和6年度以降、細分化柵内のコドラートの結果を除いて算出。ひげの下端が1.5×25%点の値、箱の下辺が25%点、中央の線が中央値、箱の上辺が75%点、ひげの上端が1.5×75%点の値、○が外れ値（四分位範囲の1.5倍から外れるデータ）を表す。

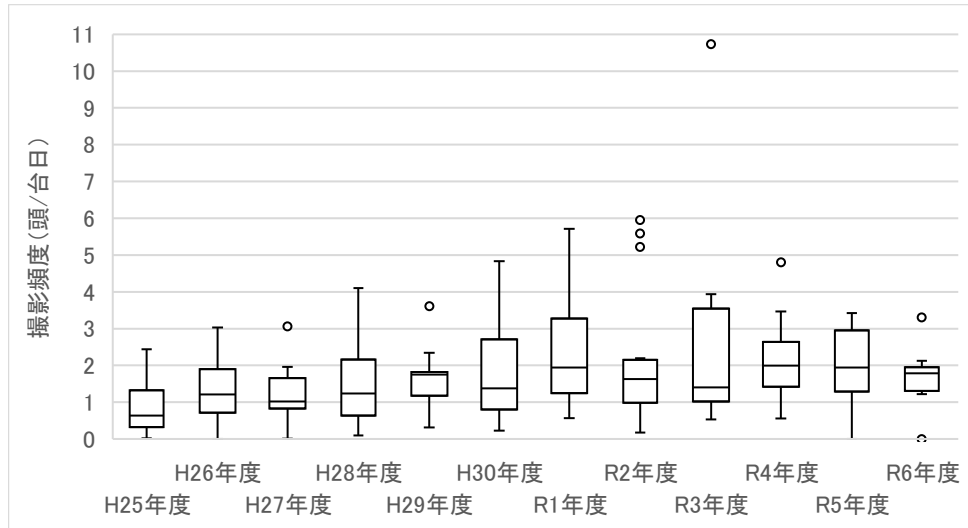


図 1 1 センサーカメラ撮影頻度の経年変化

平成 25 年度から継続調査している 17 箇所の結果を使用。令和 5～6 年度は 15 箇所。
ひげの下端が $1.5 \times 25\%$ 点の値、箱の下辺が 25% 点、中央の線が中央値、箱の上辺が 75% 点、
ひげの上端が $1.5 \times 75\%$ 点の値、○が外れ値（四分位範囲の 1.5 倍から外れるデータ）を表す。

イ 捕獲効果の評価

森林域内の細分化柵で囲われた捕獲事業区内のキョンの個体数を削減して低密度化するために組織銃器捕獲を実施した。また、組織銃器捕獲の捕獲事業区外や市街地において、キョンの個体数の削減を図るために単独銃器捕獲や、わな、張り網を用いた捕獲を行った。

捕獲を実施した範囲をメッシュ当たりのカバー率で示した（図 1 2）。カバー率は、張り網の設置場所や単独銃器の捕獲作業ルートにキョンの行動圏面積（半径 116.6m）のバッファを発生させた範囲と、組織銃器捕獲の捕獲事業区とが 250m メッシュに占める面積の割合を表す。組織銃器捕獲は主に三原山北西部から南部にかけての捕獲事業区を中心に、単独銃器は組織銃器捕獲の捕獲事業区外で広く実施された。張り網捕獲は森林域と市街地の道路沿いで実施された。全ての捕獲方法でみると全島で広く捕獲を行っているが、市街地や、大島北部から西部、火口域、急傾斜地などにカバー率の低い地域がみられた。

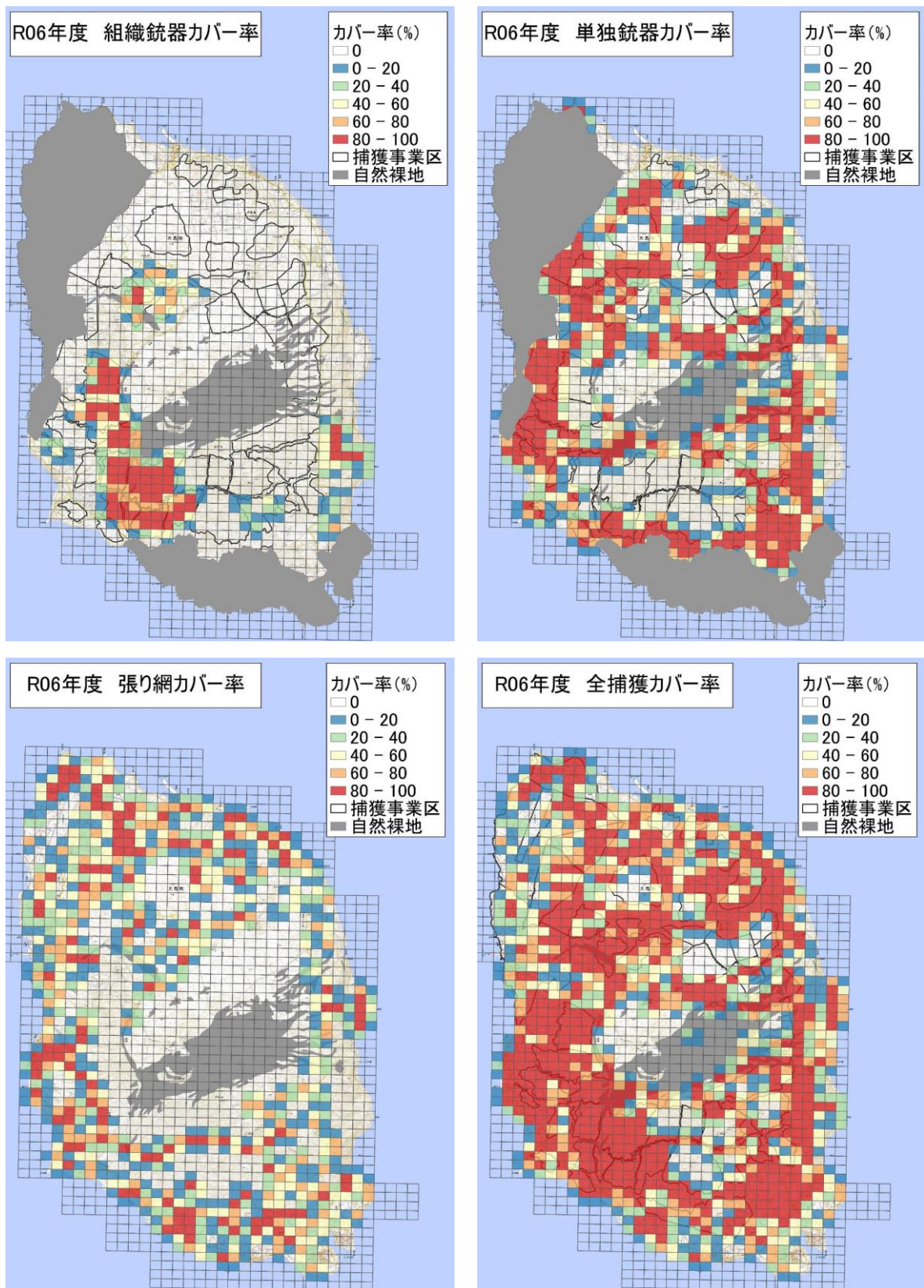


図 1 2 捕獲の実施範囲（捕獲カバー率、左上：組織銃器捕獲、右上：単独銃器捕獲、左下：張り網、右下：全ての捕獲）（令和 6 年度）

捕獲事業の効果の検証のため、捕獲方法ごとの CPUE（単位捕獲努力量あたりの捕獲頭数）や糞粒密度、センサーカメラ調査の撮影率のデータを用いて、時空間的な平滑化（Vector Autoregressive Spatio-Temporal model：VAST 法）を行い、統合密度指標の分布を推定した（図 1 3）。その結果、新たに張り網やわなを設置したり組織銃器捕獲を開始した場所等で高く推定された。三原山の北西部では統合密度指標が高い傾向が続いていたが、令和 5 年度には少し低下した。

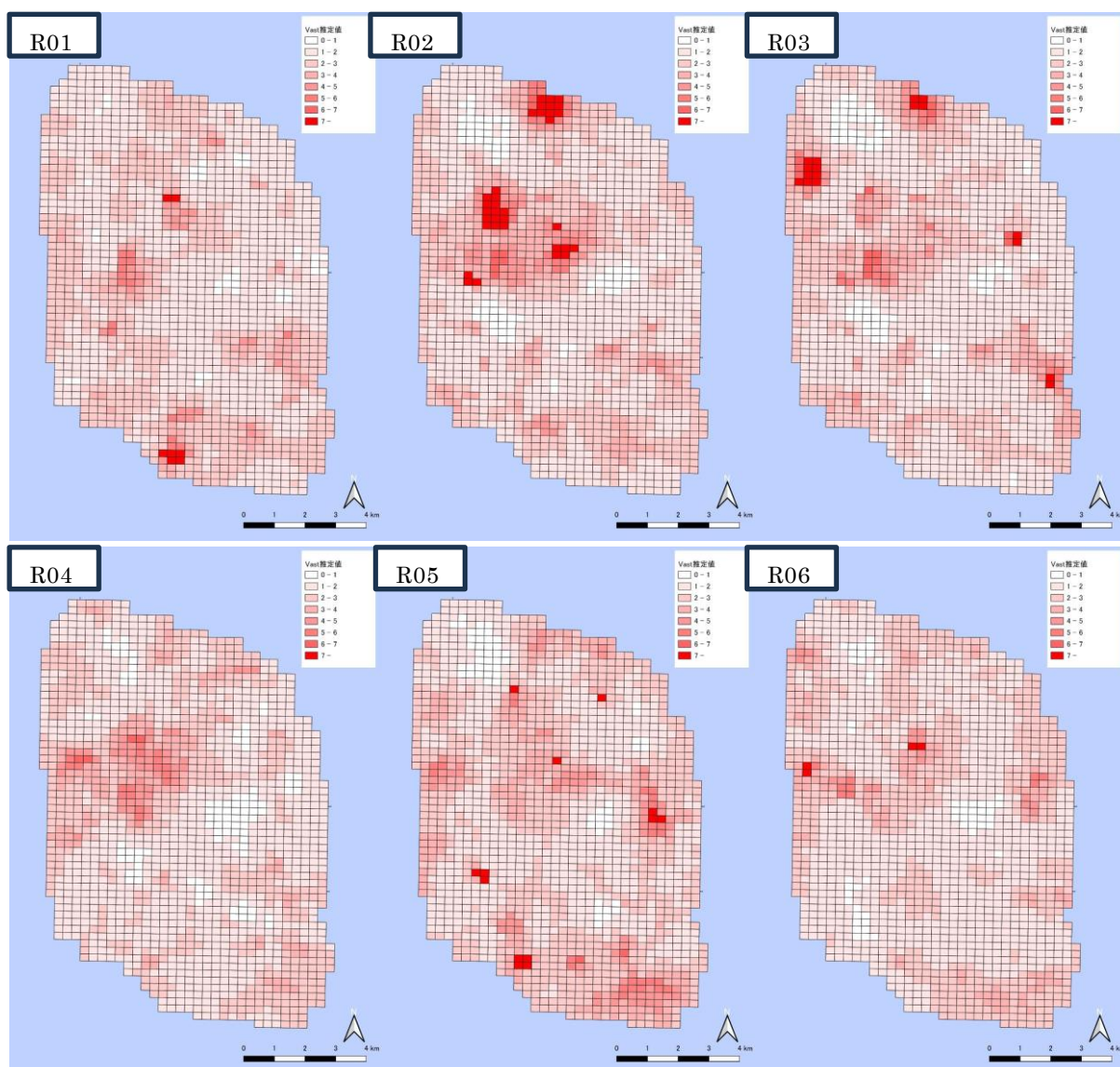


図 1 3 VAST 法による統合密度指標の推定結果

捕獲方法別の CPUE 及び SPUE（単位努力量あたりの目撃頭数）の変化をみると（図 1 4）、細分化柵で囲われた捕獲事業区内で捕獲を行っている組織銃器捕獲では CPUE と SPUE が低下する傾向にあるが、近年は新規の事業区での捕獲が多かったために横ばい傾向にあった。捕獲事業区外の広い範囲で捕獲を行っている単独銃器捕獲の CPUE や SPUE、

張り網捕獲の CPUE は横ばいで推移しており、捕獲事業区外ではキョンの生息密度は大きくは低下していない可能性が示唆される。

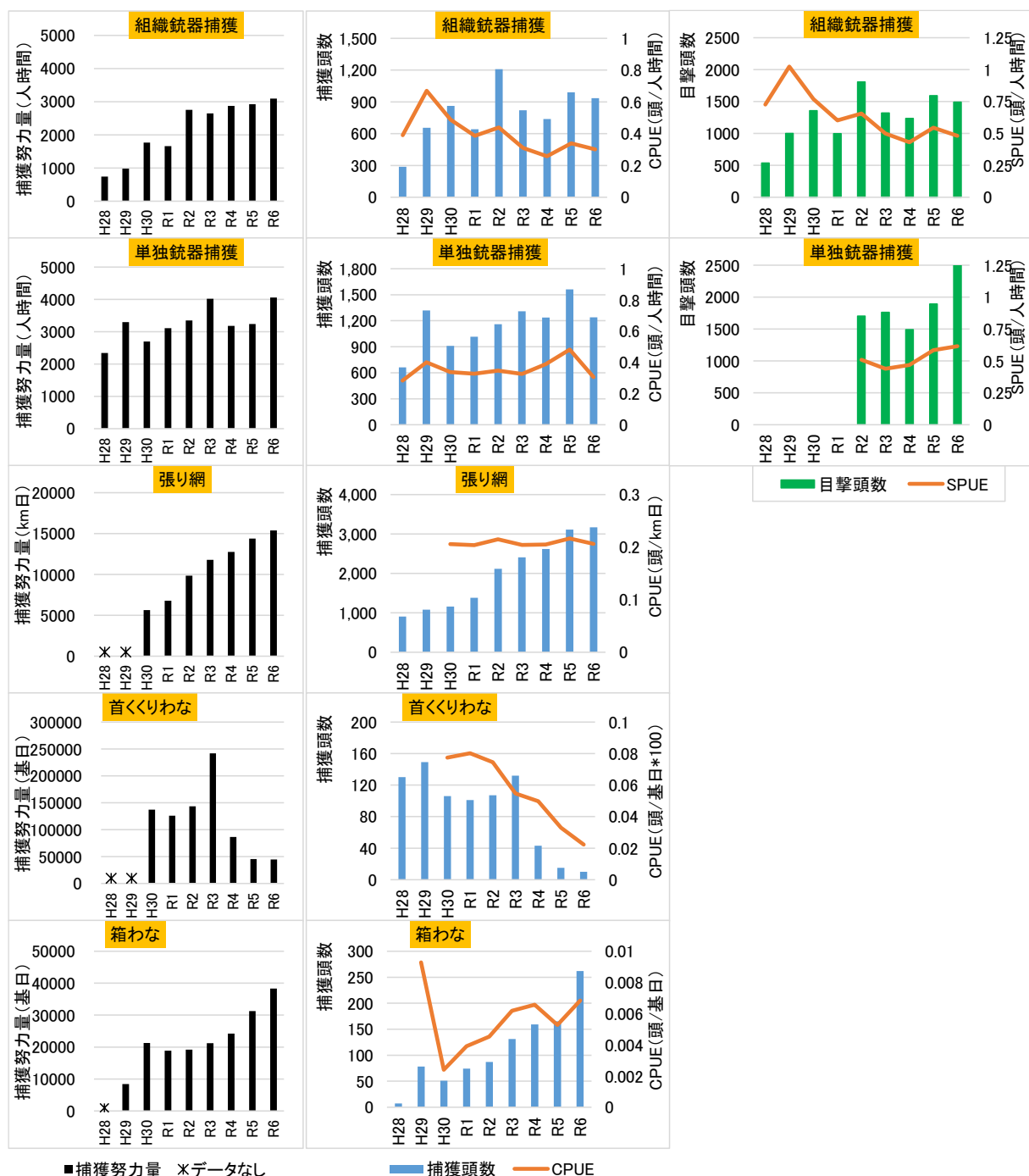


図 1 4 捕獲方法別の捕獲努力量、捕獲頭数、CPUE、SPUE の変化

ウ 個体数の推定

キョンの生息状況を把握し、今後の防除事業に資することを目的に、これまでの生息状況調査の結果と捕獲データを用いて、階層ベイズモデルにより大島全域における令和 6

(2024) 年末のキョンの生息個体数を推定した。大島全域における令和 6 (2024) 年末の個体数は中央値 17,439 頭 (95%信用区間 14,361~21,044 頭) と推定された (図 1 5)。

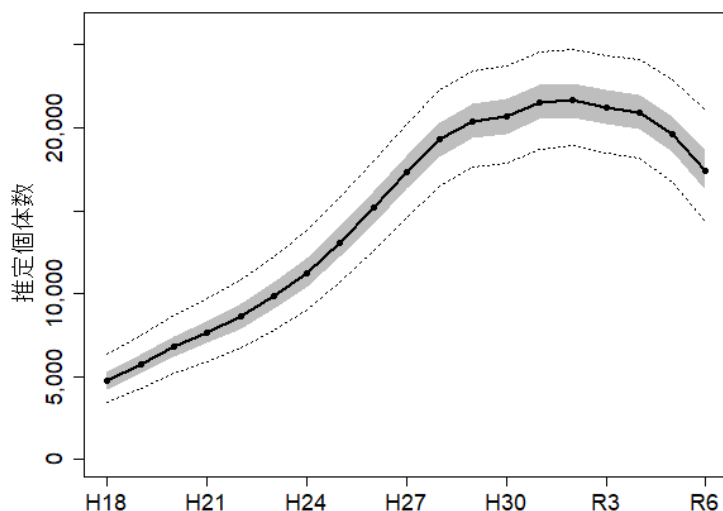


図 1 5 推定された個体数の推移

エ 植生モニタリング

キョンによる植生被害の状況を把握するために、令和 6 (2024) 年 7 月上旬頃に植生モニタリングを行った。11 箇所の調査地点に設置した 10×10m 調査区において、高さ 2m 以下に出現する植物種を対象に種別の被度を記録した。また、各調査地点に 2×2m の調査区を 10 個設置して、高さ 1m 以下に出現する植物種を対象に種別の被度を計測するとともに、キョンの食痕の有無を記録した。さらに、シュスラン類の葉サイズを計測した。

これら 11 箇所の調査地点のうち、火山荒原草原の 1 箇所を除く 10 箇所の調査地点では、キョンの影響を排除した際の植生の回復状況を把握するために、キョン排除柵内の調査区と対照区を 1 セットずつ設け、植生の変化をモニタリングする計画となっている。よって、島内 11 箇所計 21 セットの方形区で実施した。

排除柵外に比べて排除柵内の調査区では被度や種数の増加量が大きかった (図 1 6、図 1 7)。また、排除柵内においてシュスラン類の被度や出現地点数、葉サイズが増加した。排除柵外では依然として多くの種に食痕が観察されており、排除柵外ではキョンによる食害の影響が及んでいることが考えられる。

また、キョンによる希少植物への影響について大島の植物に詳しい有識者にヒアリングを行い、情報を収集した。いくつかの希少植物がキョンにより島内で絶滅に近い状態となっているほか、多くの種がキョンによる食害で減少している状況である。

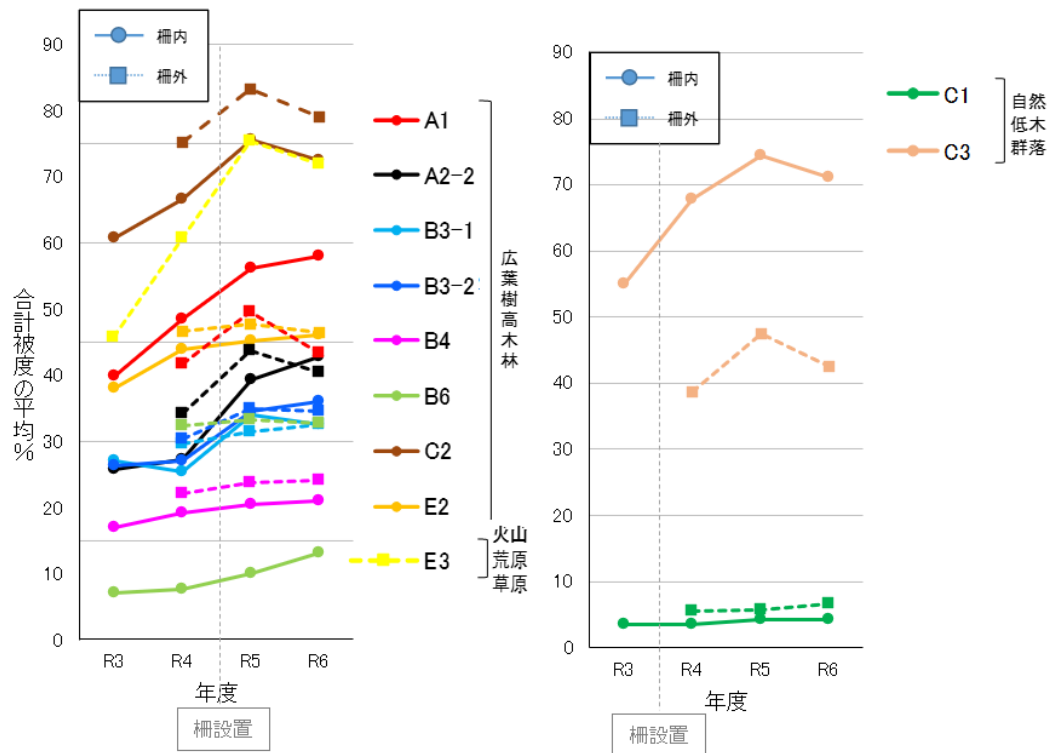


図 1 6 2×2m 調査区の被度の変化
2×2m 調査区内に出現する種の被度の合計値の調査区 10 個の平均値。

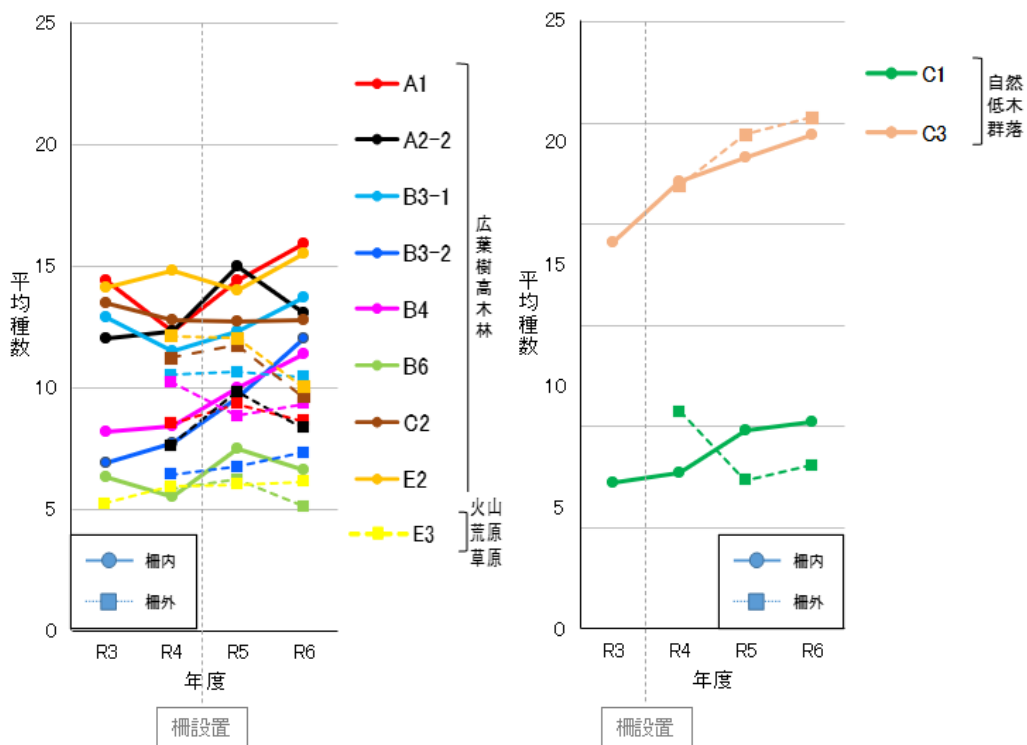


図 1 7 2×2m 調査区の種数の変化

オ 農作物被害の発生状況

大島町によるアンケート調査によれば、キョンの採食により、アシタバやサツマイモなどの野菜類や園芸植物など、農作物への被害が発生している。

（４） 島民への理解促進活動

ア 普及啓発チラシの配布等

キョンの生態や防除事業の概要を周知するために普及啓発チラシを作成し（図１８）、大島の在住者に向けて広報おおしまで全戸配布を行うとともに、支庁、役場、船客待合所（元町港・岡田港）及び大島空港に配布した。



図18 令和6年度キョン普及啓発チラシ

イ 講習会の開催等

島嶼の外来生物対策の成功事例である奄美大島のマングース防除事業に関わった専門家を招聘し、外来生物対策についての普及啓発を図るための講習会を開催した。

ウ その他

銃器による捕獲を実施する際、支庁ホームページや防災無線、広報おおしまを活用した注意喚起を行った。

（５） 検討委員会等の開催

ア 東京都キョン防除対策検討委員会

学識経験者等の専門家、東京都環境局担当職員、大島支庁担当職員、大島町担当職員等で構成される「キョン防除対策検討委員会」を計 2 回（令和 6（2024）年 7 月 30 日、令和 7（2025）年 2 月 20 日）開催した。

イ 東京都キョン専門家意見交換会

学識経験者等の専門家からの意見聴取を計 2 回行った。

ウ 大島キョン防除事業工程会議

防除事業に係る関係者で構成される工程会議を毎月 1 回大島支庁において開催し、防除事業の進捗状況の報告や情報交換を行った。

（６） 令和 6 年度の事業の成果と課題

令和 6 年度の取組により捕獲実施エリアが一部で拡大し、大島全域に捕獲圧をかける体制の構築に向けて前進したと言える。また、キョンの生息密度指標が低下した捕獲事業区がさらに拡大した。その一方で、いくつかの生息密度指標は明確には低下しておらず、キョンの生息密度は大きくは低下していない可能性が考えられる。また、捕獲の空白域が多く地域にみられることが課題となっている。生態系への影響や農作物等の被害も継続して発生しており、引き続き捕獲実施エリアの拡大と効果的な捕獲の実施が必要である。

4 令和 7 年度の取組み

(1) 目標

引続き捕獲対象地域の拡大と効果的な捕獲を実施し、7,000 頭以上の捕獲を目指す。また、令和 7 (2025) 年度の捕獲対象ブロック内の令和 6 (2024) 年度までに捕獲作業を開始した捕獲事業区においては、捕獲後の残存目撃頭数を生息密度換算で 20 頭/km²以下の状態にすることを目指す。

(2) 取組の方針

令和 7 (2025) 年度は、捕獲の継続、捕獲対象地域の拡大、分断柵の設置等を実施する。

森林域においては、引き続き個体数削減効果の認められる組織銃器捕獲、単独銃器捕獲、張り網等による捕獲を実施する。今年度は大島北部ブロック (図 1 9) において重点的に捕獲圧をかけてキョンの低密度化を図るとともに、三原山北西ブロック、三原山北東ブロック及び三原山南ブロックにおいても継続して捕獲を行い、更なる個体数の削減を図る。捕獲事業区が設定できない場所においては単独銃器捕獲や張り網等により捕獲を行うとともに、足くくりわなの導入を検討する。また、効果的な捕獲方法の導入に向けた取組を行う。

捕獲の空白域に対しては、組織銃器捕獲のための捕獲事業区の拡大を進めるとともに、単独銃器捕獲等により更なる捕獲対象地域の拡大を図る。

市街地では、張り網や箱わななどによる捕獲を継続するとともに、捕獲対象地域を拡大する。また、効果的な捕獲方法確立のための検証を行う。

火口域では、銃器による捕獲を行い個体数の削減を図るとともに、効果的な捕獲方法確立のための試験を行う。

なお、令和元 (2019) 年度の台風被害を踏まえ、今後も同様の自然災害が発生しうることを念頭に、各防除事業者と綿密に連携しながら防除事業を実施していくこととする。



図 19 森林域における捕獲対象ブロック

(3) 防除事業

ア 防除委託による捕獲業務

a. 大島キョン防除委託（防除北部・南部）

全島（組織銃器捕獲の対象範囲外）において、張り網、わなにより捕獲を実施する。特に、これまで捕獲圧がかかっていない場所や、組織銃器捕獲が実施できない場所などにおいて重点的に捕獲を実施する。

b. 大島キョン防除委託（単独銃器捕獲）

全島（市街地及び組織銃器捕獲の対象範囲以外）において、忍び猟や待機射撃など、銃器による捕獲を実施する。特に、これまで捕獲圧がかかっていない場所や、組織銃器捕獲が実施できない場所などにおいて重点的に捕獲を実施する。

c. 大島キョン防除委託（防除市街地）

既存の捕獲事業区におけるわな・張り網の未設置地域においてわな・張り網の設置を進める。また、新たに事業区を設定し、誘導柵を設置し、箱わなや張り網による捕獲を開始する（図 20）。



図 2 0 防除市街地の対象範囲

d. 大島キョン防除委託（組織銃器 A、組織銃器 B、組織銃器 C）

細分化柵等を活用して複数人で銃を用いてキョンを追い込む組織銃器捕獲を実施する。これまでに組織銃器捕獲を行っていない場所に細分化柵を設置し、新たに捕獲事業区を拡大して捕獲を実施する。

令和 7（2025）年度の捕獲対象ブロック内の令和 6（2024）年度までに設定された捕獲事業区においては、生息密度換算で 20 頭/km²以下の状態（小区画当たりの捕獲後の残存目撃頭数が 2 頭以下）、できれば 0 頭にすることを旨とする。

イ 柵設置・維持管理業務

a. 分断柵設置・復旧工事

島内のキョンの移動を防ぐとともに組織銃器捕獲を効果的に行っていくために、島全体を大きく分断する柵を設置・復旧する。

b. 細分化柵設置・復旧作業委託

組織銃器捕獲を効果的に行うために、捕獲事業区内の細分化柵を設置・復旧する。

ウ 防除対策運営管理調査委託

各種調査を行い、生息状況等を把握して効率のよい防除対策運営管理に向けた基礎資料を作成するとともに、事業が円滑に進むような調整役を担う。

① モニタリング

防除事業全体の進捗状況、捕獲事業の進捗状況、植生への影響と回復状況を評価するためのモニタリングを行う。また、希少植物保護柵の設置に係る調査・検討を行う。

② 個体数推定等

モニタリング結果や捕獲効率などのデータを収集・蓄積し、全てのデータに最も合理的にあてはまる個体数を推定する階層ベイズ法により個体数を推定する。

③ 捕獲効果の検証

複数の防除事業が展開されている中で、大島全体に対して捕獲圧がかけられているかを確認するため、CPUE による捕獲効率の分析や、捕獲を実施している面積率（捕獲カバー率）の算出、VAST 法による評価を行う。

④ 防除事業のコーディネート

東京都キョン防除実施計画に基づき事業を円滑に進めるため、各防除事業の調整、助言及び指導を行う。

⑤ 市街地における捕獲方法の検討

市街地において複数の捕獲方法を組合わせた捕獲を試行して捕獲効果を検証する。

⑥ 森林域における捕獲方法の検討

森林域の捕獲空白域における効果的な捕獲方法の確立を目指して、追込み捕獲を試行する。

⑦ 防除実施計画の改定に向けた検討

令和 7 年度末に予定されている防除実施計画の改定案を作成する。

⑧ その他

普及啓発（チラシ原稿案や講習会資料の作成）、キョン防除対策検討委員会等の運営、次年度事業実施計画案の作成、キョンの食害により影響を受けている希少植物の保護策の検

討などを行う。

エ ICT を活用した防除

市街地等におけるわな捕獲の自動通報システムや、火口域におけるドローンを活用した捕獲を実施する。

表3 モニタリング項目一覧

目的	項目	方法等
防除事業全体の進捗状況の評価	糞粒密度調査	方法：1箇所あたり3本の調査ラインを設定し、ライン上5m間隔に50×50cmのコドラートを30個設定し、糞粒数を計測。 調査地点：令和6年度の調査地点を継続するが、細分化柵で囲まれた小区画内のラインは対象外。
	センサーカメラ調査	方法：1箇所あたり3台設置。11月、12月の2ヶ月間撮影し、性別・成幼別の頭数を集計。 調査地点：令和6年度の調査地点を継続するが、細分化柵で囲まれた小区画内の地点は対象外。
	CPUE等	方法：捕獲方法別に、捕獲努力量とCPUEをメッシュ単位で集計。
	個体数推定	方法：上記の結果と捕獲結果を用いて推定する。
捕獲事業の進捗状況の評価	CPUE等	方法：組織銃器捕獲を対象に、捕獲努力量、SPUE、CPUE、残存目撃頭数を事業区単位で集計。
	捕獲カバー率	方法：わなや張り網の設置位置、単独銃器捕獲の捕獲作業ラインにキョンの行動圏のバッファを発生させた範囲、及び組織銃器捕獲による捕獲事業区の範囲が、250mメッシュに占める面積率を計算。
	VAST法による分析	方法：生息状況モニタリングやCPUEのデータを用いて時空間的な平滑化を行い、メッシュ単位で統合密度指標の推移を推定。
植生への影響と回復状況の評価	希少植物への影響把握	方法：有識者へのヒアリング

(4) 希少植物の保護

キョンの食害により生育に影響を受けている希少植物の生育地に防護柵を設置する。

(5) 島民への理解促進活動

ア 普及啓発チラシの作成

大島の在住者及び来島者にキョン防除事業の進捗状況を周知し、防除の必要性について

の理解を得るために、チラシを作成し、配布する。

イ 講習会等の開催

大島の在住者に向けてキョン防除事業への理解を促すための講習会等を開催する。

(6) 検討委員会等の開催

ア 東京都キョン防除対策検討委員会

学識経験者等の専門家、東京都環境局、大島支庁、大島町等で構成する「キョン防除対策検討委員会」を開催して意見聴取を行い、防除事業の進捗確認や評価、防除実施計画の見直し等、効果的なキョン防除事業となるよう検討を進める。

イ 東京都キョン専門家意見交換会

学識経験者等の専門家から意見聴取を行い、効果的なキョン防除事業となるよう検討を進める。

ウ 大島キョン防除事業工程会議

防除事業に係る関係者で構成し、防除事業の進捗状況の共有や情報交換を密に行い、効率的な防除事業の展開を図る。